

◎新潟県告示第1354号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成25年11月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県村上市桃川字大清水2301の5、2301の7、2424の2、2426の1、2427の1、2428、2429の1、2430の5、2430の8、字大田沢2437、2442の1、2442の2、2443の1、2444の1、2444の2、2445の1、2445の2、2446の1、2446の2、2447の1、2448、2449の2、2450、2458の1、2458の2、2460、2461、2462の1、2462の2、2462の4、2462の5、2463の1、2463の3、2464の2、2465の1、2465の2、2466の1から2466の4まで、2467の1、2467の2、2468の1、2469の1、2469の2、2470の1から2470の3まで、2472の1、2472の3から2472の5まで、2496の5、2496の6、2841の1から2841の3まで、2841の10から2841の14まで、字矢留平2482、2575の1、2575の4、2575の5、2575の7から2575の9まで、2575の11、2575の13から2575の16まで、2575の18、2575の21、2575の29、2575の30、2575の32、2575の36、2575の37、字井戸沢2609の3、2839の1、2839の2、字柳坂2840の1、2840の2、字輪堂2842の1、字ヤセミネ2843の1

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び村上市役所に備え置いて縦覧に供する。）